

岡山県公報

岡山県
発行



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

【告 示】

- 児童福祉施設等への入所の措置等に要する費用のうち本人及びその扶養義務者が負担しなければならぬ費用の基準の一部改正

(県例規集登載)

- 令和三年度自衛官第四次募集（航空学生）
○ 令和三年度自衛官第四次募集（一般曹候補生）

特定施設の設置及び構造等変更の許可申請

- 救急病院の認定
- 知事指定薬物の指定の失効
- 保安林の指定予定
- //
- 保安林の指定施業要件の変更予定

- 内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者の定める遊漁規則の変更の認可
 - 電線共同溝を整備すべき道路の指定
- 【公 告】**
- 土地改良区の定款変更の認可
 - 公共測量の実施

【公 告】

- 土地改良区の定款変更の認可
- 公共測量の実施

- 水産課
道路整備課

- 監理課 耕地課

◎岡山県規則第四十号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年六月二十九日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和五十九年岡山県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。

第二条及び第三条 削除

第四条第一項中「診察依頼書（様式第三号）」を「診察に係る依頼書」に改め、同条第二項中「措置入院等診断書（様式第四号）」を「措置入院等に係る診断書」に改める。
第五条を次のように改める。

第五条 削除

第六条中「措置入院決定のお知らせ（様式第六号）」を「措置入院の決定に係る通知書」に、「入院措置通知書（様式第六号の二）」を「入院措置に係る通知書」に、「措置入院通知書（様式第六号の三）」を「措置入院に係る通知書」に改める。

第六条の二第一項中「移送に際してのお知らせ（様式第七号）」を「移送に係る通知書」に改め、同条第二項中「移送に際してのお知らせ（様式第七号の二）」を「移送に係る通知書」に改める。

第七条中「入院措置解除通知書（様式第八号）」を「入院措置の解除に係る通知書」に、「措置解除通知書（様式第九号）」を「措置の解除に係る通知書」に改める。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

第九条中「措置入院者死亡届（様式第十一号）」を「措置入院者の死亡に係る届」に改める。

第十条中「措置入院者転院申出書（様式第十二号）」を「措置入院者の転院に係る申出書」に改める。

第十二条第三項第三号を削り、同条第七項中「費用徴収月額決定通知書（様式第十四号）」を「費用徴収月額の決定に係る通知書」に改める。

第十三条中「世帯調書（様式第十五号）」を「世帯に関する調書」に、「支払義務者異動届（様式第十六号）」を「支払義務者に係る異動届」に改める。

第十四条第二項中「入院費用減免申請書（様式第十七号）」を「入院費用の減免に係る申請書」に改める。

第十五条から第十八条までを次のように改める。

第十五条から第十八条まで 削除

第十九条第一項を削り、同条第二項中「移送に際してのお知らせ（様式第二十七号の二）」を「移送に係る通知書」に改め、同項を同条とする。

第二十条第一項から第三項までを削り、同条第四項中「前項の」を「法第三十八条の二第三項に規定する」に改め、同項を同条第一項とし、同条第五項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 削除

第二十二条第一項中「精神障害者探索依頼書（様式第三十一号）」を「精神障害者の探索に係る依頼書」に改める。

第二十三条第一項中「措置入院者仮退院許可申請書（様式第三十二号）」を「措置入院者の仮退院に係る許可の申請書」に改め、同条第二項中「措置入院者仮退院許可書（様式第三十三号）」を「措置入院者の仮退院に係る許可書」に改め、同条第三項中「仮退院者帰院届（様式第三十四号）」を「仮退院者に係る帰院届」に改める。

第二十四条を次のように改める。

第二十四条 削除

第二十五条第一項中「障害者手帳返還通知書（様式第三十七号）」を「障害者手帳の返還に係る通知書」に改め、同条第二項中「診察通知書（様式第三十八号）」を「診察に係る通知書」に改める。

本則に次の一条を加える。

（その他）

第二十六条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

様式第一号から様式第三十八号までを削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和三年七月一日から施行する。
(岡山県事務処理規則の一部改正)

2 岡山県事務処理規則(昭和四十四年岡山県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三健康推進課の第1の項4(1)中「診察依頼書」や「診察に係る依頼書」に代るゑ、同4(2)中「措置入院等診断書」や「措置入院等に係る診断書」に代るゑ、同4(4)中「移送のお知らせ」や「移送に係る通知書」に代るゑ、同4(5)中「入院措置解除に係る通知書」や「入院措置の解除に係る通知書」に代るゑ、同4(6)中「措置入院者死亡届」や「措置入院者の死亡に係る届」に代るゑ、同4(7)中「措置入院者転院申出書」や「措置入院者の転院に係る申出書」に代るゑ、同4(8)中「費用徴収月額決定通知書」や「費用徴収月額の決定に係る通知書」に代るゑ、同4(9)中「世帯調書及び支払義務者異動届」や「世帯に関する調書及び支払義務者に係る異動届」に代るゑ、同4(11)中「入院費用減免申請書」や「入院費用の減免に係る申請書」に代るゑ、同4(12)中「移送に係るお知らせ」や「移送に係る通知書」に代るゑ、第19条第2項」や「第19条」に代るゑ、同4(13)中「措置入院者仮退院許可申請書」や「措置入院者の仮退院に係る許可の申請書」に代るゑ、同4(14)中「措置入院者仮退院許可書」や「措置入院者の仮退院に係る許可書」に代るゑ、同4(15)中「仮退院者帰院届」や「仮退院者に係る帰院届」に代るゑ。

◎岡山県告示第三百七十九号

児童福祉施設等への入所の措置等に要する費用のうち本人及びその扶養義務者が負担しなければならない費用の基準（昭和六十一年岡山県告示第五百四十九号）の一部を次のように改正する。

令和三年六月二十九日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

第一の二中「別表」を「別表第一又は別表第二」に改める。
第二の一中「民間施設給与等改善費」の下に「社会的養護処遇改善加算費」を加え、「及び保育機能強化加算費」を「保育機能強化加算費及び一時保護実施特別加算費」に改める。
別表を次のように改める。

別表第 1

扶養義務者等費用徴収月額表（児童養護施設等用）

税額等による階層区分	費 用 徴 収 月 額	
	入 所 施 設	通 所 施 設
A 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	0円
B A階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200円	1,100円

C	A階層を除き、当該年度分の市町村 市民税の課税世帯であって、その 市町村市民税の額が均等割の額のみ の世帯（所得割の額のない世帯）		4,500円	2,200円
D 1	A階層及びC階 層を除き、当該 年度分の市町村 市民税の課税世帯 であって、その 市町村市民税所得 割の額の区分が 次の区分に該当 する世帯	9,000円以下	6,600円	3,300円
D 2		9,001円 ～27,000円	9,000円	4,500円
D 3		27,001円 ～57,000円	13,500円	6,700円
D 4		57,001円 ～93,000円	18,700円	9,300円
D 5		93,001円 ～177,300円	29,000円	14,500円
D 6		177,301円 ～258,100円	その月のその措置 児童等に係る措置 費等の支弁額（全 額徴収。ただし、 その額が41,200円 を超えるときは 41,200円とする。）	20,600円
		258,101円	その月のその措置 児童等に係る措置 費等の支弁額（全	その月のその措置 児童等に係る措置 費等の支弁額（全

D 7	～348, 100円	額徴収。ただし，その額が54, 200円を超えるときは54, 200円とする。）	額徴収。ただし，その額が27, 100円を超えるときは27, 100円とする。）
D 8	348, 101円 ～456, 100円	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし，その額が68, 700円を超えるときは68, 700円とする。）	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし，その額が34, 300円を超えるときは34, 300円とする。）
D 9	456, 101円 ～583, 200円	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし，その額が85, 000円を超えるときは85, 000円とする。）	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし，その額が42, 500円を超えるときは42, 500円とする。）
D 10	583, 201円 ～704, 000円	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし，その額が102, 900円を超えるときは102, 900円とする。）	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし，その額が51, 400円を超えるときは51, 400円とする。）

D11	704,001円 ～852,000円	その月のその措置 児童等に係る措置 費等の支弁額（全 額徴収。ただし， その額が122,500 円を超えるときは 122,500円とす る。）	その月のその措置 児童等に係る措置 費等の支弁額（全 額徴収。ただし， その額が61,200円 を超えるときは 61,200円とする。）
D12	852,001円 ～1,044,000円	その月のその措置 児童等に係る措置 費等の支弁額（全 額徴収。ただし， その額が143,800 円を超えるときは 143,800円とす る。）	その月のその措置 児童等に係る措置 費等の支弁額（全 額徴収。ただし， その額が71,900円 を超えるときは 71,900円とする。）
D13	1,044,001円 ～1,225,500円	その月のその措置 児童等に係る措置 費等の支弁額（全 額徴収。ただし， その額が166,600 円を超えるときは 166,600円とす る。）	その月のその措置 児童等に係る措置 費等の支弁額（全 額徴収。ただし， その額が83,300円 を超えるときは 83,300円とする。）
		その月のその措置 児童等に係る措置 費等の支弁額（全	その月のその措置 児童等に係る措置 費等の支弁額（全

D14	1,225,501円 ～1,426,500円	額徴収。ただし、 その額が191,200 円を超えるときは 191,200円とす る。)	額徴収。ただし、 その額が95,600円 を超えるときは 95,600円とする。)
D15	1,426,501円以 上	全額徴収	全額徴収

備考

- 1 この表における「児童養護施設等」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム、里親、母子生活支援施設及び自立援助ホームをいう。
- 2 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1～D15階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。
- なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 3 階層区分の認定について、平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によつて再計算しない取扱いを原則とする。
- 4 所得割の額を算定する場合には、措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割

の額を算定するものとする。

5 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設（入所部に限る。）、児童心理治療施設（入所部に限る。）、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいい、「通所施設」とは、児童自立支援施設（通所部に限る。）、児童心理治療施設（通所部に限る。）、母子生活支援施設及び自立援助ホームをいう。

6 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の費用徴収月額は0円とする。

(1) 「単身世帯」………扶養義務者のいない世帯（自立援助ホームの入所児童は単身世帯とみなす。）

(2) 「母子世帯等」………母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第2項に規定する「配偶者のない男子」であつて、民法（明治29年法律第89号）第877条に基づき現に児童を扶養しているものの世帯

(3) 「在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、児童福祉法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第6条の自立支援給付の受給者（障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。）又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」………次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(4) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等、特に困窮していると児童福祉法第56条の規定により都道府県又は市町村の長が認めた世帯

7 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の費用徴収月額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の費用徴収月額に0.1を乗じた額をもってその児童等の費用徴収月額とする。

ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る費用徴収月額については、「児童入所施設に係る費用徴収月額＋児童入所施設に係る費用徴収月額×0.1×（当該世帯における施設入所児童の人数－1）」を当該世帯に係る上限額（当該世帯における施設入所児童のうち、費用徴収月額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設（通所部に限る。）、児童心理治療施設（通所部に限る。）の費用徴収月額である場合は、当該世帯における施設入所児童の費用徴収月額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は同法第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る費用徴収月額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について（平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知）」等の徴収金基準額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（同法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに同法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は同法第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る費用徴収月額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る費用徴収月額は0円とする。

8 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る費用徴収月額は0円とする。

9 助産施設に入所している妊産婦の費用徴収月額は、出産給付費の額（その妊産

婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において分娩費、出産費、助産費等の出産に関する給付を受けることができる額をいう。)に、B階層にあっては0.2、C階層にあっては0.3、D階層のうち所得税の額が19,000円までの場合にあっては0.5をそれぞれ乗じて得た額をこの表の費用徴収月額に加えるものとする。

なお、この表の費用徴収月額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る費用徴収月額とみなす。

10 世帯の階層区分の認定は、世帯調書により行うものとする。
に於ては、世帯の階層区分の認定は、世帯調書により行うものとする。

別表第2

扶養義務者等費用徴収月額表 (障害児入所施設等用)

税額等による階層区分		費用徴収月額	障害児入所施設等
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200円	
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみの世帯 (所得割の額のない世帯)	4,500円	
D 1	A階層及びC階層を除き、当該	12,000円以下	6,600円

令和3年6月29日 岡山県公報 第12306号

D 2	年度分の市町村 民税の課税世帯	12, 001円～30, 000円	9, 000円
D 3	であって、その 市町村民税所得	30, 001円～60, 000円	13, 500円
D 4	割の額の区分が 次の区分に該当	60, 001円～96, 000円	18, 700円
D 5	する世帯	96, 001円～189, 000円	29, 000円
D 6		189, 001円～277, 000円	その月のその措置児童 等に係る措置費の支弁 額（治療に要する費用 を含む。以下同じ。） （全額徴収。ただし、 その額が41, 200円を超 えるときは41, 200円と する。）
D 7		277, 001円～348, 000円	その月のその措置児童 等に係る措置費の支弁 額（全額徴収。ただし、 その額が54, 200円を超 えるときは54, 200円と する。）
D 8		348, 001円～465, 000円	その月のその措置児童 等に係る措置費の支弁 額（全額徴収。ただし、 その額が68, 700円を超 えるときは68, 700円と する。）

令和3年6月29日 岡山県公報 第12306号

D 9	465, 001円～594, 000円	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が85, 000円を超えるときは85, 000円とする。）
D 10	594, 001円～716, 000円	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が102, 900円を超えるときは102, 900円とする。）
D 11	716, 001円～864, 000円	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が122, 500円を超えるときは122, 500円とする。）
D 12	864, 001円～1, 056, 000円	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が143, 800円を超えるときは143, 800円とする。）
		その月のその措置児童

D13	1,056,001円～1,238,000円	等に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし，その額が166,600円を超えるときは166,600円とする。）
D14	1,238,001円～1,439,000円	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし，その額が191,200円を超えるときは191,200円とする。）
D15	1,439,000円以上	全額徴収

備考

- この表における「障害児入所施設等」とは，障害児入所施設及び指定発達支援医療機関（入所に限る。）をいう。
- この表のC階層における「均等割の額」とは，地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい，同階層及びD1～D15階層における「所得割の額」とは，同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には，同法第314条の7，第314条の8，附則第5条第3項，附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。
なお，同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には，その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 所得割の額の算定方法は，地方税法に定めるところによるほか，次に定めるところによること。
 - 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者

に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）

があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

(2) 当該扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

4 措置児童等の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の費用徴収月額は0円とする。

(1) 「単身世帯」……………扶養義務者のいない世帯

(2) 「母子世帯等」………母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第2項に規定する「配偶者のない男子」であつて、民法第877条の規定に基づき現に児童を扶養しているものの世帯

(3) 「在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）, 児童福祉法第24条の2により入所施設を利用する児童, 障害者総合支援法第6条の自立支援給付の受給者（障害者総合支援法第5条第6項, 第7項, 第12項, 第13項及び第14項のサービスに限る。）又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」……………次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(4) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等、特に困窮していると児童福祉法第56条の規定により都道府県又は市町村の長が認めた世帯

5 同一世帯から2人以上の児童等が措置されている場合においては、その月の費用

徴収月額之最も多額な児童等以外の児童等については、この表の費用徴収月額に0.1を乗じた額をもってその児童等の費用徴収月額とする。

- 6 措置児童等が、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であつて小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合は、児童福祉法第56条第2項の規定にかかわらず、当該措置児童等に係る措置費のうち実費負担に相当する部分を除いた部分については徴収しないこととする。

ただし、当該措置児童等に係る措置費のうち実費負担に相当する部分については、この表の費用徴収月額を上限として徴収することができる。

- 7 6の規定は、B階層と認定された世帯に属する措置児童等が、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過する前の障害児である場合についても同様とする。

- 8 世帯の階層区分の認定は、世帯調書により行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和三年七月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に入所、通所又は入院の措置がとられている者についてこの告示による改正後の児童福祉施設等への入所の措置等に要する費用のうち本人及びその扶養義務者が負担しなければならない費用の基準を適用した場合に、費用徴収月額がこの告示による改正前の児童福祉施設等への入所の措置等に要する費用のうち本人及びその扶養義務者が負担しなければならない費用の基準により算定した費用徴収月額を超えるときは、費用徴収月額の算定については、なお従前の例による。

令和3年6月29日 岡山県公報 第12306号

◎岡山県告示第三百八十号

防衛省において採用する自衛官のうち航空学生との令和三年度募集の要領は、次のとおりである。

令和三年六月二十九日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 採用自衛官の区分

航空学生

二 応募資格

- 1 令和四年四月一日現在で、海上自衛隊は十八歳以上二十三歳未満、航空自衛隊は十八歳以上二十一歳未満の日本国籍を有する者で、かつ、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないもの
- 2 高等学校又は中等教育学校卒業者（令和四年三月卒業見込みの者を含む。）
- 3 2に掲げる者と同等以上の学力があると文部科学大臣が認めた者
- 4 高等専門学校第三学年次修了者（令和四年三月修了見込みの者を含む。）

三 受付期間

令和三年七月一日から同年九月九日まで

四 採用試験種目

- 1 第一次試験 筆記試験及び適性検査
- 2 第二次試験 航空身体検査、口述試験及び適性検査
- 3 第三次試験

(1) 海上自衛隊 航空身体検査（一部）

(2) 航空自衛隊 操縦適性検査及び医学適性検査

五 志願票の請求先及び提出先

市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所

六 採用試験期日

- 1 第一次試験 令和三年九月二十日
 - 2 第二次試験 令和三年十月十六日から同月二十一日までのうち指定する一日
 - 3 第三次試験
- (1) 海上自衛隊 令和三年十一月十九日から同年十二月十五日までのうち指定する

令和3年6月29日 岡山県公報 第12306号

一日

(2) 航空自衛隊 令和三年十一月十三日から同年十二月十六日までのうち指定する

期間

七
試験場

1 第一次試験 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

2 第二次試験 採用試験期日及び試験場の詳細については、第一次試験の合格通知
で通知する。

3 第三次試験

(1) 海上自衛隊 自衛隊呉病院（広島県呉市）その他七箇所

(2) 航空自衛隊 静浜基地（静岡県焼津市）

防府北基地（山口県防府市）

八
採用予定時期

令和四年三月下旬から同年四月上旬までの間

九
その他

その他詳細については、五の志願票の請求先及び提出先に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部

〇八六一二二六〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所

〇八六八一二二一五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所

〇八六一四二二一七三五八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所

〇八六六一二二一二三一四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所

〇八六一二二四一二八二四

ホームページ <https://www.mod.go.jp/pco/okayama/>

令和3年6月29日 岡山県公報 第12306号

◎岡山県告示第三百八十一号

防衛省において採用する自衛官のうち一般曹候補生の令和三年度募集の要領は、次のとおりである。

令和三年六月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 採用自衛官の区分

一般曹候補生

二 応募資格

採用予定月の一日現在で、十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者（三十二歳の者にあつては、採用予定月の末日現在で三十三歳に達していないものに限る。）で、かつ、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

三 受付期間

令和三年七月一日から同年九月六日まで

四 採用試験種目

1 第一次試験 筆記試験及び適性検査

2 第二次試験 口述試験及び身体検査

五 志願票の請求先及び提出先

市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所

六 採用試験期日

1 第一次試験 令和三年九月十六日から同月十九日までのうち指定する一日

2 第二次試験 令和三年十月九日から同月二十四日までのうち指定する一日

七 試験場

1 第一次試験

岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）その他四箇所

2 第二次試験

(1) 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）

(2) 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

(3) おかやま西川原プラザ（岡山市中区西川原）

八 採用予定時期

令和四年三月下旬から同年四月上旬までの間

九 その他

その他詳細については、五の志願票の請求先及び提出先に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部

〇八六一二二六〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所

〇八六八一二二一五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所

〇八六一四二二一七三五八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所

〇八六六一二二一二三一四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所

〇八六一二二四一二八二四

ホームページ <https://www.mod.go.jp/pco/okayama/>

◎岡山県告示第三百八十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項及び第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置及び構造等の変更の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置し、及びその構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和三年六月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 アサヒグループ食品株式会社

住 所 東京都渋谷区恵比寿南2-4-1

氏 名 代表取締役社長 川原 浩

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 アサヒグループ食品株式会社岡山工場第2プラント

所在地 浅口郡里庄町里見2751番地-1

令和3年6月29日 岡山県公報 第12306号

(3) 特定施設に関する事項

区 分		新 設		廃 止		廃 止		廃 止		廃 止	
種 類		2－ハ 畜産食料品製造業の用 に供する湯煮施設 (No. 55)		2－ハ 畜産食料品製造業の用 に供する湯煮施設 (No. 6)		2－ハ 畜産食料品製造業の用 に供する湯煮施設 (No. 17)		2－ロ 畜産食料品製造業の用 に供する洗浄施設 (No. 28)		2－ロ 畜産食料品製造業の用 に供する洗浄施設 (No. 40)	
能 力		400 L／回		600 L／回		310 L／回		120個／時		20個／時	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		－		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		許可後直ちに		－		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		－		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		16時間		同左		連続24時間		同左		同左	
使用時において 当該特定施設から 排出される汚 水等の汚染状態 の通常値及び 最大の値並び に当該汚水等の 通常量及び最大 の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ ／日)	4	6	同左		8	12	4	9	4	7.5
	p H	5～8	5～8			同左		同左		同左	
	B O D (mg／L)	4000	6000			5000	7200	1000	1500		
	C O D (mg／L)	1300	2000			1500	2300	300	400		
	S S (mg／L)	550	900			400	700	280	400		
	油 分 (mg／L)	70	120			同左		20	30		
	T－N (mg／L)	600	800					200	300		
	T－P (mg／L)	100	150					70	100		
	大腸菌群数(個／cm ³)	－	－					同左			

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

令和3年6月29日 岡山県公報 第12306号

区 分		変 更 前		変 更 後		変 更 前		変 更 後	
種	類	2－ハ 畜産食料品製造業の用 に供する湯煮施設 (No. 18)		同左		2－ロ 畜産食料品製造業の用 に供する洗浄施設 (No. 19)		同左	
能	力	310 L／回		同左		800枚／時		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－		許可後直ちに		－		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－		許可後直ちに		－		許可後直ちに	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－		許可後直ちに		－		許可後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		16時間		連続24時間		連続24時間		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ ／日)	4	6	12	18	6	8.5	10	17.5
	p H	5～8	5～8	同左		同左		同左	
	B O D (mg／L)	5000	7200			1000	1500		
	C O D (mg／L)	1500	2300			300	400		
	S S (mg／L)	400	700			280	400		
	油 分 (mg／L)	70	120			20	30		
	T－N (mg／L)	600	800			200	300		
	T－P (mg／L)	100	150			70	100		
	大腸菌群数 (個／cm ³)	－	－			同左			

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

令和3年6月29日 岡山県公報 第12306号

区	分	変 更 前		変 更 後	
種	類	2－ロ 畜産食料品製造業の用 に供する洗浄施設 (No. 50)		同左	
能	力	120個／時		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－		許可後直ちに	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－		許可後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左	
使用時において 当該特定施設から 排出される汚水等 の汚染状態の通常 の値及び最大の値 並びに当該汚水等 の通常量及び最大 の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ ／日)	3	5	7	12.5
	p H	5～8	5～8	同左	
	B O D (mg／L)	1000	1500		
	C O D (mg／L)	300	400		
	S S (mg／L)	280	400		
	油 分 (mg／L)	20	30		
	T－N (mg／L)	200	300		
	T－P (mg／L)	70	100		
	大腸菌群数 (個／cm ³)	－	－		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

令和3年6月29日 岡山県公報 第12306号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分		変 更 前				変 更 後			
工 場 又 は 事 業 場 に お け る 施 設 番 号		No.1				同左			
種 類 及 び 型 式		京水テック式				同左			
構 造		鉄筋コンクリート				同左			
主 要 寸 法		39000mm×19000mm×3800mm				同左			
能 力		500m ³ /時間				同左			
処 理 の 方 法		スポンジ活性汚泥方式＋脱窒・脱リン ＋凝集沈殿＋ろ過				同左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－				許可後直ちに			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－				許可後直ちに			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－				許可後直ちに			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間				同左			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	346.5	491.5	346.5	491.5	同左			
	p H	5.0～6.5	5.0～6.5	6.0～8.0	6.0～8.0	5.0～6.5	5.0～6.5	5.8～8.6	5.8～8.6
	B O D (mg/L)	550	600	15	20	同左			
	C O D (mg/L)	300	350	20	30				
	S S (mg/L)	280	300	20	30	280	300	40	50
	油 分 (mg/L)	25	30	5	6	25	30	4	5
	T－N (mg/L)	40	45	30	40	同左			
	T－P (mg/L)	11	12	1.5	2				
	大腸菌群数 (個/cm ³)	無数	無数	3000以下	3000以下				

令和3年6月29日 岡山県公報 第12306号

- (5) 排水口に関する事項
変更なし

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 令和3年6月29日から同年7月20日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び里庄町役場

令和3年6月29日 岡山県公報 第12306号

◎岡山県告示第三百八十三号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院を次のとおり認定した。

令和三年六月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

1 名称

大西病院

2 所在地

玉野市田井三―八―一一

二 認定年月日

令和三年六月二十八日

三 認定の有効期限

令和六年六月二十七日

令和3年6月29日 岡山県公報 第12306号

◎岡山県告示第三百八十四号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十三条第一項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、その効力を失った。

令和三年六月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

1 N―（二―（二―ヒドロキシ―二―（チオフェン―二―イル）エチル）ピペリジン―四―イル）―N―フェニルプロパンアミド（通称名 β ―Hydroxytyhi
ofentanyl）及びその塩類

2 メチル―二―（二―（四―フルオロブチル）―H―インドール―三―カルボキ
サミド）―三・三―ジメチルブタノアート（通称名四F―MDMB―BICA、四
F―MDMB―BUTICA）及びその塩類

二 指定の失効の理由

条例第二条第六号に規定する薬物に指定されたため

三 失効年月日

令和三年六月二十七日

令和3年6月29日 岡山県公報 第12306号

◎岡山県告示第三百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

令和三年六月二十九日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

高梁市落合町近似字エボシ岩七の一、七の二、落合町阿部字ズリノ上一一二の二、二二三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和3年6月29日 岡山県公報 第12306号

◎岡山県告示第三百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

令和三年六月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

高梁市川面町字小松ノ上一〇四九の一、一〇四九の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字小松ノ上一〇四九の一（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第三百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和三年六月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
総社市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び総社市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第三百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつた。

令和三年六月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
津山市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
真庭市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

勝田郡奈義町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、勝田郡奈義町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び奈義町役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

美作市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、美作市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び美作市役所に備え置いて縦覧に供する。)

令和3年6月29日 岡山県公報 第12306号

◎岡山県告示第三百八十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百七十条第三項の規定により、次のとおり内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者の定める遊漁規則の変更を認可した。

令和三年六月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 漁業権者の名称及び所在地

1 名 称 吉井川漁業協同組合

2 所在地 津山市押入一二三〇

二 漁業権の免許番号

内共第三号

三 認可に係る変更の内容

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課並びに津山市役所並びに鏡野町、勝央町及び美咲町の各役場に備え置いて縦覧に供する。）

四 変更後の遊漁規則の施行の日

令和四年一月一日

一 漁業権者の名称及び所在地

1 名 称 旭川南部漁業協同組合

2 所在地 岡山市北区建部町福渡八五九一

二 漁業権の免許番号

内共第七号

三 認可に係る変更の内容

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課、岡山市役所並びに久米南町及び吉備中央町の各役場に備え置いて縦覧に供する。）

四 変更後の遊漁規則の施行の日

令和三年五月二十八日

令和3年6月29日 岡山県公報 第12306号

一 漁業権者の名称及び所在地

1 名 称 湯原漁業協同組合

2 所在地 真庭市豊栄一五二八

二 漁業権の免許番号

内共第九号

三 認可に係る変更の内容

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

四 変更後の遊漁規則の施行の日

令和三年五月二十八日

◎岡山県告示第三百九十号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

令和三年六月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一七九号
- 三 指定の区域

区	域
津山市小田中二二九三番四地先から 津山市二宮一八六一番六地先まで	
延長（m）	二一〇・〇
指定の部分	上下線

令和3年6月29日 岡山県公報 第12306号

〔二六一〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和三年六月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良区の名称

小原土地改良区

二 認可年月日

令和三年六月二十一日

〔二六二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、岡山国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和三年六月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

測量区域	岡山市北区小山から同区平山地内まで
測量の種類	公共測量（基準点測量、水準測量）
測量期間	令和三年六月十六日から同年十二月二十八日まで